

西東京市居宅介護支援事業者 各位

西東京市健康福祉部高齢者支援課

介護保険担当課長 河野 源

新型コロナウイルス対応における居宅介護支援業務の臨時的な取扱いについて

日頃より西東京市の高齢者福祉にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省事務連絡（※）に基づき当市の取扱いを下記のとおり整理しましたので、引き続き適切な居宅介護支援業務の提供をお願い申し上げます。

記

1 モニタリング訪問について

利用者側の事情等（例、新型コロナウイルス感染予防のための訪問拒否等）により、月に1回以上のモニタリング訪問実施ができない場合、電話やメール等の手段により利用者や利用者家族から利用者本人の心身の状態についてモニタリング訪問相当の情報把握を行い、支援経過記録に残した場合に限り、運営基準違反及び運営基準減算の対象としない。

2 サービス担当者会議について

1と同様の理由により、サービス担当者会議の開催ができない場合、電話やメール等の手段により利用者や利用者家族から利用者本人の心身の状態について情報を把握するとともにサービス提供事業者に意見照会を行い、サービス担当者会議の内容について利用者及び利用者家族に報告し、支援経過記録に残した場合に限り、運営基準違反及び運営基準減算の対象としない。

3 1及び2の取扱いについては、事業者側の一方的な都合により画一的に実施されることがないようにご留意願います。

4 本事務連絡の取扱いを終了する場合は、別途通知します。

※「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日厚生労働省事務連絡）

介護保険最新情報 Vol. 773「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基

準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」（令和2年2月28日厚生労働省事務連絡）
介護保険最新情報 Vol. 779「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基
準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」（令和2年3月6日厚生労働省事務連絡）

西東京市
健康福祉部高齢者支援課介護指導給付係
電話 042-420-2813（直通）